外国人介護人材受け入れ

社福や事業所対象に 道が理解深める研修

27日の札幌皮切り 旭川、函館、釧路で

道は、外国人介護人材の受け入れを検討する社会福祉法人や施設・事業所を対象に、関連制度について理解を深めてもらうための研修を、27日の札幌市を皮切りに道内4会場で開く。在留資格「介護」、外国人技能実習制度、経済連携協定（EPA）の仕組みや必要な手続き、実際に採用した現場の声などを通した留意点を解説。現時点で具体的計画がなくても、今後拡充が見込まれる外国人人材受け入れ動向についてポイントを整理し、構想を練るための機会となる。

外国人介護人材受入 区・キャリアバンクセ 央図書館、同27日に釧研修は受講無料で、道 ミナールームで開か 路市・釧路工業技術セから事業を受託した職 れ、定員は100人（先 ンターで開催。いずれ業訓練法人キャリアバ 着順）。 も午後1時開始で定員ンク職業訓練協会が実 他会場は30日に旭 各50人（先着順）。20施・運営。札幌会場は 川・市勤労者福祉会館、19年2月には札幌で27日午後1時から中央 8月24日に函館・市中 2回目の研修を開く予

在留資格「介護」、技能実習、EPA 制度、留意点など解説

して注目されている。

17年11月には、日本で培われた技術等を海外に移転することを目的とした外国人技能実習制度の対象職種に「介護」が追加された。在留期間は最長5年で、一定の日本語能力が求められるほか、安定。問い合わせは同協会☎011（207）6540。

外国人介護人材を受け入れる制度は現在3つ。そのうち、外国人留学生が日本の養成施設等で2年以上学び、介護福祉士を取得した場合、引き続き国内で就労できるのが、2017年9月に創設された在留資格「介護」だ。在留期間は5年間だが制限なく更新でき、深刻な介護人材不足を解消する手立ての一つとして注目されている。

17年11月には、日本で培われた技術等を海外に移転することを目的とした外国人技能実習制度の対象職種に「介護」が追加された。在留期間は最長5年で、一定の日本語能力が求められるほか、安価な労働力として利用されないための規定が設けられている。

技能実習に関連して政府は今年6月、外国人人材受け入れ強化を盛り込んだ骨太方針2018を閣議決定。技能実習修了者の在留期間を5年延長する新たな仕組みを創設する方針を示すなど、動きのある領域でもある。

受け入れ対象国が限られるものの、外国人看護師受け入れと併せて一定の成果を挙げてきたEPAを含め、それぞれの制度は規定や手続きが異なり、メリット、デメリットも開示を受けたものの、どのような制度を利用でき、利用するにはどのような手順を踏めばいいのか分からない担当者も多い」と指摘。同研修を通して「第三者の立場から、さまざまな情報を集めて調査内容を伝えたい。経営者にはさまざまな報道等と真実のギャップを正しく理解し運用してほしい」としている。

一定規模の社会福祉法人等に対し道外監理団体から勧誘の声掛けも始まっているという。

キャリアコンサルタントの古島典子同協会事務局長は「経営者からトップダウンで外国人介護人材採用についてリサーチするよう指かれる中、同研修では外国人人材を実際に受け入れている施設の現場の声を交えながらポイントを解説する。

道内でも独自に外国人人材受け入れ事業に着手する法人も見られるほか、技能実習ではな